

○国家公務員宿舍法施行令第2条の規定に基づく常時勤務に服することを要しない国家公務員等の指定に係る協議について

〔平成12年12月28日〕
蔵理第4542号

改正 平成13年3月16日財理第887号
同 14年2月22日同 第648号
同 15年3月31日同 第1366号
同 15年10月1日同 第3675号
同 16年3月31日同 第1324号
同 22年3月12日同 第1066号

大蔵省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

中央省庁等改革に伴い、国家公務員宿舍法施行令第2条の規定に基づく常時勤務に服することを要しない国家公務員等の指定に係る協議については、平成13年4月1日以降、別紙のとおりとなるので了知されたい。

別紙

(省庁名：厚生労働省)

職 種	機 関	国立ハンセン病療養所					計
	財務局	関東財務局	東海財務局	中国財務局	四国財務局	沖縄総合事務局	
医 師		0	0	0	0	0	0
看 護 師		1	0	5	0	0	6
薬 剤 師		0	0	0	0	0	0
放 射 線 技 師		0	0	0	0	0	0
検 査 技 師		0	0	0	0	0	0
看 護 助 手		2	6	6	16	0	30
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士		0	0	2	0	0	2
栄 養 士		0	0	1	0	0	1
調 理 師		1	0	0	1	0	2
ボ イ ラ ー 技 師		0	0	0	0	1	1
船 員		0	0	0	1	0	1
計		4	6	14	18	1	43